

1 入舎について

入舎を希望する者は、入退舎検討委員会にはかり、校長が認めた場合、入舎を許可する。

※希望者が多数の場合、入退舎検討委員会で協議し、総合的な判断により決定する。

(1) 入舎の対象

入舎にあたっては、以下のいずれかにあてはまること

ア 遠距離のため、通学が困難である場合

※遠距離の目安は、概ね片道1時間30分以上とする。

イ 家庭の事情等により通学が困難で、かつ教育的効果が得られると認められる場合

(2) 入舎条件

入舎にあたっては、以下の全ての条件を満たしていること

ア 本校の児童・生徒であること

※幼児については、本人の心身の安定・家族の聾教育理解のため、原則として入舎対象外とする。

イ 本人・保護者が共に納得して入舎を希望していること

ウ 寄宿舍で提供する食事が摂れること

※食物アレルギーがある場合には、必ず事前に相談すること

エ 医療的ケアの必要性がないこと

オ 心臓病、アレルギー疾患、けいれん、その他発作等がある場合には、医師の管理下にあり、寄宿舍で対応が可能だとされていること

カ 体調の異変等を意思表示できること

キ 体調不良・急病・事故等の緊急時に、夜間でも保護者と確実に連絡がとれ、迎えに来ることができること（救急搬送の対応となった場合には、すぐに病院にかけつけることができること）

(3) 入舎期間

1年（入舎年度末で入舎期間を満了。途中入舎した者も年度末で入舎期間を満了。）

(4) 入舎手続き

ア 「入舎申込書」に必要事項を記入の上、提出する。

イ 入舎を許可された場合、「誓約書」を提出する。

2 退舎について

(1) 入舎期間を満了した場合は、自動的に退舎となり、特に手続きを必要としない。

(2) 次の項目に該当し、退舎の対象となった者は、入退舎検討委員会にはかり、校長が認めた場合、「退舎届」を提出する。

○退舎となる基準

ア 通学困難が解消されるなど、入舎条件に当てはまらなくなった場合

イ 疾病等により、寄宿舍生活が困難である場合

ウ 集団生活において、他の舎生に悪影響を及ぼすと判断された場合

エ 舎食費及び寄宿舍諸経費の滞納が続く場合

オ その他、校長が退舎に該当する判断した場合

3 入退舎手続きの手順について

